

新潟県景観計画

令和2年9月

新 潟 県

目次

1. はじめに	1
2. 景観計画区域（法第8条第2項第1号関係）	1
3. 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）	2
4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号関係）	4
5. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）	5
6. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）	5
7. 景観重要公共施設の整備に関する事項等（法第8条第2項第4号ロ、ハ関係）	5
8. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（法第8条第2項第4号ニ関係）	5
別図1 新潟県景観計画区域図	6
別表1 届出対象行為	7
別表2 景観形成基準	8
別図2 新潟県景観計画区域のゾーニング	10

1. はじめに

新潟県の「景観」は、四季折々の表情を見せる雄大な山々や大河、日本海といった美しい自然を背景に、人々の暮らしと営みの歴史の中で、長い年月をかけて育まれ、受け継がれてきたものである。南北に長く続き、多様な地形や気候を有する県土においては、地域ごとに異なる特徴を有しており、それらが一体となって地域固有の魅力的な景観を形成している。

しかし、全国より早いペースで少子高齢化が進展し、地域の活動を支える担い手が不足してきている中で、農山村地域では周辺の自然や田園風景と調和した伝統的な集落のたたずまい、市街地では地域の歴史を反映したまちなみなど、これまであたり前のように受け継がれてきた日常の景観が失われていく危機に直面している。

こうした中で、新潟県景観計画は、県民が誇りと愛着を持つことができる住みよい地域社会の実現及び県民はもとより本県を訪れる人にとっても魅力ある県土の形成に寄与することを目的として、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 8 条の規定に基づき、景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及びその他の法定事項について定めるものとする。

2. 景観計画区域（法第 8 条第 2 項第 1 号関係）

景観計画区域は、新潟県の区域のうち、景観行政団体である市町村の区域を除く県土全域とする。（別図 1 「新潟県景観計画区域図」のとおり）

（景観重要区域）

景観計画区域内において、県土の景観形成を図る上で特に重要な区域を景観重要区域に定めることができる。

なお、景観重要区域の設定の方針は以下のとおりとする。

- ① 2 以上の市町村の区域にまたがって一体的に景観が形成されている区域であって、広域的に良好な景観の形成を推進する必要がある区域
- ② 歴史的若しくは文化的意義を有する施設の周辺の区域又は観光振興を図る上で特に重要な区域であって、県として良好な景観の形成を推進する必要がある区域

3. 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）

景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針は、次のとおりとする。

（1）地域特性を踏まえた景観づくり

景観は長い年月をかけて創り上げるものであり、新潟県の自然、歴史、文化といった風土に根差した景観資源を貴重な財産として守り、オーセンティシティを重視して後世に継承していくことが必要である。

景観を構成する自然や地形、歴史や文化等が類似する地域では、景観の捉え方や創り方も共通する点が多いため、県土の特性を踏まえ、良好な景観の形成に関する方針は以下のとおりとする。

※オーセンティシティ：真正性、本物であること

1) 雄大な山々をはじめとした河川や海岸、潟等の豊かな県土の自然環境

- ・山々や水辺の自然環境や生態系の保全に配慮し、周辺景観と調和した良好な景観形成に努める。
- ・建築行為や施設整備等を行う際には、これらの自然景観が県土の様々な景観の背景となることに留意し、眺望を妨げないように配慮する。

2) 農山漁村の営みと暮らしの中で培われてきた地域風土

- ・中山間地域や里山における営みと暮らしの景観を守り、生活環境と一体となった良好な景観形成に努める。
- ・地域の特徴的な原風景や雪国ならではの建築様式等を継承し、新潟らしい集落景観の保全・形成に努める。
- ・建築行為や施設整備等を行う際には、広大な平野部の田園景観や山並みへの眺望景観を損なわないように配慮する。

3) 都市の発展の歴史が創り上げた多種多様な景観

- ・地域固有の歴史的遺産やまちなみ等の保全とともに、周辺景観と調和した環境整備やまち並み修景等により、歴史的なまちなみ景観の保全・形成に努める。
- ・駅や港、中心市街地等における「まちの顔」としてふさわしい魅力ある景観の創出を図るとともに、賑わいのある景観の演出に努める。
- ・建築行為や施設整備等を行う際には、周辺景観への調和に配慮するとともに、街路樹等による緑化や統一感のある沿道景観の形成に努める。

(2) 広域景観に関する景観づくり

市町村の区域を越えて共通する自然や風土等によって構成される景観は、地域内外の人々に親しまれる広域景観として、連続性や調和に配慮した景観誘導を図る必要があるため、以下のように努めるものとする。

1) 山脈、大河、海岸線等の自然景観が連続する地域

- ・山岳・河川・海辺等の美しい自然景観は、市街地や田園等の背景となることに留意し、視対象としての保全や周辺環境に配慮した広域的な景観の形成に努める。
- ・地域のシンボルとなる山並み等への見通しや眺望等に配慮した遠景の景観形成に努める。

2) 人や物の交流軸となる幹線道路や鉄道の沿線地域

- ・幹線道路や鉄道では、地域間をつなぐ広域的な景観の軸として魅力ある沿道景観を創出するため、地域間の連続性や周辺環境に配慮し、統一感のある景観の形成に努める。
- ・視点場として魅力ある車窓景観を確保できるように、周囲の景観に配慮した道路空間の形成に努めるとともに、周辺の建造物の景観誘導を図る。

3) 歴史・文化的なつながりや特徴を色濃く残す地域

- ・地域で培われてきた有形無形の歴史・文化によるつながりを尊重し、地域の誇りある景観や文化を保全・継承し、地域間の連携による広域的な景観の形成に努める。

4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号関係）

景観計画区域では、届出対象行為と区域及び行為ごとの景観形成基準を定め、必要な行為の制限を行うことにより、良好な景観の形成を図る。

（1）届出対象行為

景観計画区域の届出対象行為は、別表1のとおりとする。

（2）適用除外行為

法及び条例に基づく適用除外行為は、以下のとおりとする。

- ① 法第16条第1項各号に掲げる行為で、一定の規模以下のもの。
- ② 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。
- ③ 法令又は他の条例の規定により許可、認可、届出、協議して行う行為のうち、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないもの。

（3）景観形成基準

良好な景観の形成に関する方針に基づき、景観形成基準は、別表2のとおりとする。

この基準を基本としながら、建造物等の特性や周囲の状況、市町村や地域の特性などを総合的に判断し、良好な景観形成を目指すものとする。

5. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

新潟県の良好な景観の形成を図る上で、特に重要な建造物や樹木を景観重要建造物又は景観重要樹木に指定する。

（1）指定基準

- ・地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観や樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- ・道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

（2）指定方法

指定にあたっては、新潟県景観審議会の意見を聴いた上で、指定を行う。

6. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）

屋外広告物は、景観に大きな影響を与える要素であることから、「新潟県屋外広告物条例」と本計画で定める「4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」により、建築物等と一体的な規制誘導を行い、良好な景観の形成を図る。

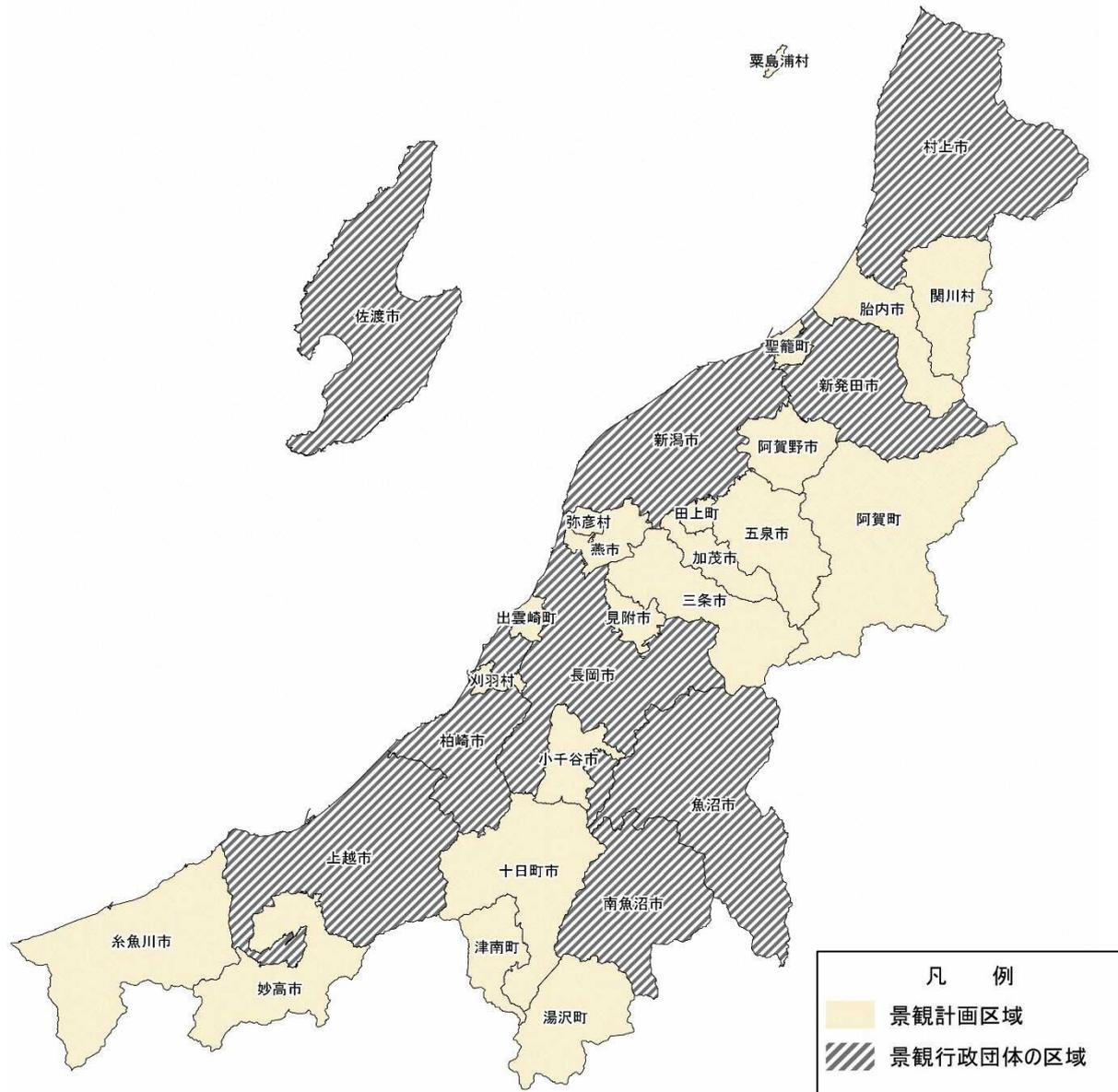
7. 景観重要公共施設の整備に関する事項等（法第8条第2項第4号ロ、ハ関係）

道路や河川、都市公園等の公共施設は景観の形成を図る上で重要な構成要素となることから、県土の骨格となる広域的な道路や河川等、景観上特に重要なものを重要景観公共施設に定める。

8. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（法第8条第2項第4号ニ関係）

地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保するため、市町村が景観農業振興地域整備計画を策定する場合には、景観計画に定めた「3. 良好な景観の形成に関する方針」に基づき策定するものとする。

別図1 新潟県景観計画区域図



別表1 届出対象行為

行為	規模等
(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	1 以下のいずれかに該当する建築物の新築又は移転 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築面積^{※1}1,000 m²を超えるもの ・ 高さ15mを超えるもの 2 以下のいずれかに該当する建築物の増築又は改築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行為後の建築面積が1,000 m²を超え、かつ、行為に係る建築面積が200 m²を超えるもの ・ 行為後の高さが15mを超え、かつ、行為に係る建築面積が10 m²を超えるもの（ただし、行為後の高さが行為前の高さを超えない場合は、行為に係る高さが15mを超えるものに限る） 3 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、上記1の規模に該当し、行為に係る壁面又は屋根面の面積が各当該面の1/2を超えるもの
(2) 工作物 ^{※2} の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	1 以下のいずれかに該当する工作物の新設又は移転 <ul style="list-style-type: none"> ・ 築造面積1,000 m²を超えるもの ・ 高さ15mを超えるもの 2 以下のいずれかに該当する工作物の増築又は改築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行為後の築造面積が1,000 m²を超え、かつ、行為に係る築造面積が200 m²を超えるもの ・ 行為後の高さが15mを超え、かつ、行為に係る築造面積が10 m²を超えるもの（ただし、行為後の高さが行為前の高さを超えない場合は、行為に係る高さが15mを超えるものに限る） 3 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、上記1の規模に該当し、行為に係る面積が当該外観の1/2を超えるもの
(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	以下のいずれかの規模を超えるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 面積3,000 m²を超えるもの ・ 法面の高さ5mを超えるもの
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	以下のいずれかの規模を超えるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 面積3,000 m²を超えるもの ・ 法面の高さ5mを超えるもの
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	以下のいずれかの規模を超えるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 面積1,000 m²を超えるもの ・ 高さ3mを超えるもの

※1 建築行為の対象規模は、建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積によるものとする。

※2 対象とする工作物は以下に掲げるものとする。

①建築基準法施行令第138条に掲げる工作物

②架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用の鉄塔

③太陽電池発電設備、風力発電設備（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物）

別表2 景観形成基準

行為	項目		内容
建築物・ 工作物	位置・ 規模	眺望	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所からの眺望を妨げないような位置及び規模とするように努める。 ・稜線や斜面への配置はできる限り避け、地域のランドマークやスカイライン等への眺望をできる限り阻害しないような配置とするように努める。
		壁面の 位置	<ul style="list-style-type: none"> ・自然区域や田園・集落区域では、道路等の敷地境界からできる限り後退するなど、ゆとりのある空間の創出に努める。 ・壁面の位置は、隣地や周辺との連続性や調和に配慮する。 ※「自然区域」、「田園・集落区域」は、別図2のとおり
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・自然区域や田園・集落区域では、周辺の山林や田園等の自然景観との調和に配慮し、周囲から著しく突出した印象を与えない高さとするように努める。 ・都市区域では、周辺のまちなみの連続性や調和に配慮し、高層の場合は高層部分を後退するなど、圧迫感を軽減するように努める。 ※「都市区域」は、別図2のとおり
	形態・ 意匠	外観	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性等を踏まえ、周辺景観と調和した形態意匠とするように努める。 ・全体として一体感が感じられるバランスのとれた形態意匠とするように努める。 ・長大な壁面はできる限り避け、分節化や陰影をつけるなど、単調な平滑面とならないよう努める。 ・周辺の建築物等に比べて規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減するように努める。
		素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮した素材を使用するとともに、地域の風土に合った地場産材等の活用を努める。 ・退色や剥離などによって景観を損なうことがないよう耐久性や耐候性に配慮し、経年変化による質の低下の少ない素材を用いるように努める。 ・金属板やガラス等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射等による周辺への影響に配慮する。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた色調を基調とし、周辺景観との調和に配慮する。 ・多色使いやアクセント色を使用する場合には、使用する色の数や面積、色彩相互の調和、バランス等に十分配慮する。 ・外観の基調色は、彩度6以上の使用を避けるとともに、明度3以上8以下かつ彩度4以下の色彩を使用するように努める。ただし、地域の事由等により、当該色彩以外の使用が妥当であると判断される場合は、この限りではない。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は、できる限り緑化を行うように努める。 ・塀、柵等を設置する場合は、できる限り生垣とし、潤いのある景観の創出に努める。 ・植栽にあたっては、地域に適した樹種を選定するように努める。 ・樹種の構成や樹木の配置については、成長による将来の樹形や維持管理に配慮する。 	

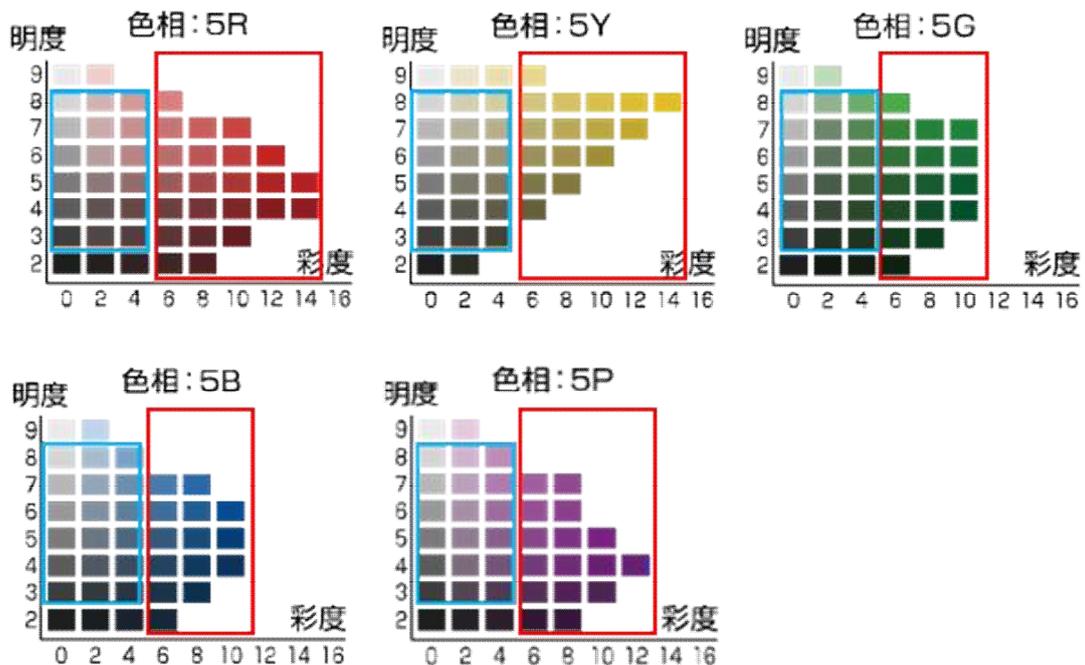
行為	項目	内容
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に付帯する設備や工作物等は、配置の工夫や植栽、塀、壁等で遮蔽するなど、道路等の公共空間からの見え方に配慮する。 ・屋外照明を設置する場合には、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないように努める。
開発行為 土地の形質変更		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な法面や擁壁ができる限り生じないようにし、やむを得ない場合には、緩やかな勾配とし、緑化に努める。 ・擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により、周辺景観との調和に配慮する。 ・敷地内に樹形の優れた樹木がある場合には、できる限りそれらの保全や修景への活用に努める。
屋外の堆積		<ul style="list-style-type: none"> ・堆積の高さは、できる限り低く抑え、整然と行うように努める。 ・道路及び隣地との境界線から十分に間隔を取るように努める。 ・道路等の公共の場所から見えにくい位置となるように配慮し、植栽又は塀等により遮蔽するように努める。

※市町村が独自に良好な景観形成のための基準を設けている場合は、その基準を考慮する

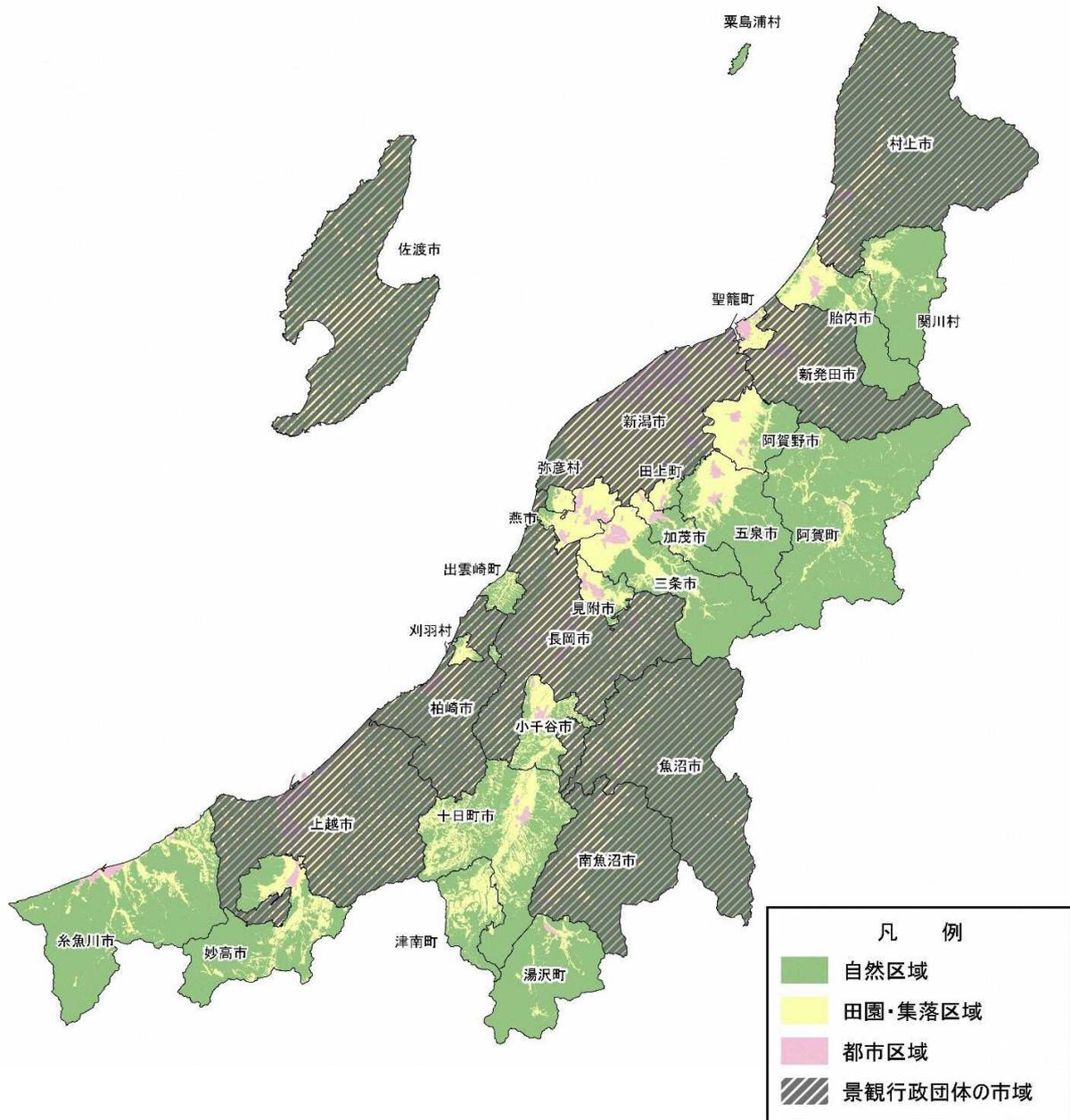
【色彩基準の色見本の例】

赤枠：避ける色彩（彩度6以上）

青枠：推奨する色彩（明度3以上8以下かつ彩度4以下）



別図2 新潟県景観計画区域のゾーニング



ゾーニングは目安を示すものであり、基準運用の際は周囲の状況により判断する。

- 都市区域 : 「土地利用基本計画図^{※3}」に定める「市街化区域」及び「その他の用途地域」の範囲
- 田園・集落区域 : 「土地利用基本計画図」に定める「農業地域」の範囲
- 自然区域 : 「土地利用基本計画図」に定める「森林地域」の範囲

※3 国土利用計画法に基づき作成された、土地利用基本計画図